

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費補助金		担当部局庁	雇用・均等児童家庭局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	家庭福祉課			小野 太一	
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第2項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項		関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定)</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)</li> </ul>				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：都道府県</li> <li>・補助率：5/10</li> </ul>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	1,251	1,201	1,201	1,190	1,211	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	1,251	1,201	1,201	1,190			
	執行額	1,151	1,150	1,145				
執行率(%)	92.0%	95.8%	95.3%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (一年度)
	当該経費は補助金ではあるが、その性質は婦人保護施設の運営費となっており、保護の対象者がいれば、当然必要になるものであるため、その性格上、成果目標になじまない			-	-	-	-	-
	達成度		%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	保護人員			人	1050 (919)	998 (881)	934 (854)	- (854)
単位当たりコスト	1,226,104 (円/人)		算出根拠	H24執行額1,145,180,846円/入所人員934人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人件費	708	724	給与特例法による減額の戻し分による増				
	管理費	197	199	社会保険料率の改定による増				
	事業費	285	288	消費者物価指数の影響による増				
	計	1,190	1,211					

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明																					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を国で補助する必要がある。																					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助すると規定されており、国が実施すべき事業である。																					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助することから、優先度が高い事業である。																					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-																					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助するものであり、適正なものである。																					
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	婦人保護に要する必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。																					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	売春防止法に基づき、国「5/10」、都道府県「5/10」を補助するものであり合理的なものである。																					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、婦人保護施設の運営に必要な経費を限定している。																					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-																					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-																					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	ほぼ見込みどおりとなっている。																					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-																					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-																					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名																					
	-	-	-																					
点検結果	<p>都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に係る書類及び当該国庫補助金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、売春を取り巻く環境が、現下の厳しい雇用情勢や暴力団による管理売春等、ますます多様化・潜在化していることから、DV被害者による相談件数は年々増加しており、保護人員についても、平成23年度見込みが881人のところ、実績が998人、平成24年度見込みが854人のところ934人と見込みを上回っているところであり、要保護女子等になることを未然に防止する活動や、収容保護及びDV被害者の保護等を実施するため、引き続き本事業は必要である。</p>																							
	<p><b>DV被害者による相談件数</b></p> <table border="1"> <caption>DV被害者による相談件数 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成14年度</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>28,000</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>29,000</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>28,000</td></tr> </tbody> </table>			年度	相談件数	平成14年度	12,000	平成15年度	15,000	平成16年度	18,000	平成17年度	20,000	平成18年度	22,000	平成19年度	24,000	平成20年度	26,000	平成21年度	28,000	平成22年度	29,000	平成23年度
年度	相談件数																							
平成14年度	12,000																							
平成15年度	15,000																							
平成16年度	18,000																							
平成17年度	20,000																							
平成18年度	22,000																							
平成19年度	24,000																							
平成20年度	26,000																							
平成21年度	28,000																							
平成22年度	29,000																							
平成23年度	28,000																							
外部有識者の所見																								
点検対象外																								
行政事業レビュー推進チームの所見																								
り現 状 通	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。																							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																								
り現 状 通	-																							
備考																								
関連する過去のレビューシートの事業番号																								
平成22年	0396	平成23年	0355	平成24年	0303																			

厚生労働省

1,145百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、補助金の確定等 〕

↓  
【補助】

A. 都 道 府 県(47か所)

1,145百万円

〔 婦人保護施設への支弁 〕

↓  
【支弁】

婦 人 保 護 施 設

1,145百万円

〔 婦人保護施設の運営事業の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等	279		
2	大阪府	〃	105		
3	愛知県	〃	78		
4	福岡県	〃	67		
5	兵庫県	〃	65		
6	神奈川県	〃	53		
7	埼玉県	〃	46		
8	沖縄県	〃	38		
9	三重県	〃	36		
10	岩手県	〃	32		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	婦人相談所運営費負担金		<b>担当部局庁</b>	雇用・均等児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成14年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制を充実を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	売春防止法第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項		<b>関係する計画、通知等</b>	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生とを図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	19	19	19	17	18	
	執行額	17	16	16				
	執行率(%)	89.5%	84.2%	84.2%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (一年度)
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、成果目標になじまない			—	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	保護人員			人	1,738 (1,802)	1,661 (1,893)	1,779 (2,028)	— (1,855)
<b>単位当たりコスト</b>	8,991 (円 / 人)		算出根拠	H24執行額15,995,334円/保護人員1,779人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	旅費	7	8	保護人員の増				
	消耗品費	4	4					
	通訳雇上費	2	2					
	通信運搬費	1	1					
	その他	3	3					
	計	17	18					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担することから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであり、適正なものである。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	婦人保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、婦人相談所の活動経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要保護女子の県外への移送件数等が減少したことから執行率が84.2%となったものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込みどおりとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
	-	-	-			
点検結果	<p>負担金の交付先である都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、活動実績においても、毎年1,700人前後の要保護者を保護しており、今後も売春防止法、DV法、人身取引対策行動計画に基づき、国籍を問わず、様々な生活上の困難を抱える女性を幅広く対象として必要な相談、援助、一時保護等を実施する婦人相談所の体制整備を行うために本事業は必要である。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
り現 状 通	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
り現 状 通	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0397	平成23年	0356	平成24年	0304	

厚生労働省

16百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕



【負担】

A. 都 道 府 県(47か所)

16百万円

〔 婦人相談所の運営事業の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.大阪府			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信運搬費	通信運搬費	0.6			
旅費	旅費	0.5			
通訳雇上費	通訳の委託費	0.1			
計		1.2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	1.2		
2	東京都	''	1.1		
3	千葉県	''	1.1		
4	愛知県	''	0.9		
5	京都府	''	0.5		
6	兵庫県	''	0.5		
7	埼玉県	''	0.4		
8	青森県	''	0.4		
9	岐阜県	''	0.3		
10	栃木県	''	0.3		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費負担金		担当部局庁	雇用・均等児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和31年度		担当課室	家庭福祉課		小野 太一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制を充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法:第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律:第28条第1項		関係する計画、 通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 ・実施主体:都道府県 ・補助率:5/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	875	876	886	880	896	
	執行額	838	804	845				
	執行率(%)	95.8%	91.8%	95.4%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (一年度)
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、成果目標になじまない		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	一時保護延人員		活動実績 (当初見込み)	人	180,974 (167,170)	167,430 (167,170)	168,523 (167,170)	- (167,170)
			算出根拠	H24執行額845,181,382円/一時保護延人員168,523人				
単位当たりコスト	5,015 (円 / 人)							
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人件費	211	221	給与特例法による減額の戻し分による増				
	管理費	520	525	消費者物価指数の影響による増				
	事業費	149	150					
	計	880	896					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであることから、国で負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであることから、国で実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一時保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、都道府県が行う婦人相談所の一時保護に要する経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込みとおりとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検結果	<p>都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、売春を取り巻く環境が、現下の厳しい雇用情勢や暴力団による管理売春等、ますます多様化・潜在化していることから、一時保護延人員については、見込みが167,170人のところ、平成23年度実績は167,430人、平成24年度実績は168,523人と見込みを上回っているところであり、要保護女子等になることを未然に防止する活動や、収容保護及びDV被害者の保護等を実施するため、引き続き本事業は必要である。</p>					
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
り現 状 通	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
り現 状 通	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0398	平成23年	0357	平成24年	0305

厚生労働省

845百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕



【負担】

A. 都 道 府 県(47か所)

845百万円

〔 婦人相談所による一時保護の実施に係る  
事業の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
一時保護委託費	配偶者からの暴力を受けた者の一時保護委託費	22			
事務費	婦人相談所一時保護所職員の人件費及び管理費	17			
事業費	食糧費、光熱水費、消耗品費等	11			
要保護女子の一時保護委託	要保護女子の一時保護委託費	8			
同伴児童対応指導員雇上加	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を行う職員の費用	8			
夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	2			
心理療法担当職員加算	心理療法担当職員の費用	1			
計		69	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	婦人相談所による要保護女子の一時保護	69		
2	大阪府	〃	60		
3	神奈川県	〃	39		
4	北海道	〃	37		
5	兵庫県	〃	32		
6	千葉県	〃	30		
7	埼玉県	〃	29		
8	静岡県	〃	27		
9	福岡県	〃	26		
10	沖縄県	〃	25		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	児童保護費等負担金		<b>担当部局庁</b>	雇用・均等児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和23年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	児童福祉法第53条		<b>関係する計画、通知等</b>	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生事務次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	身体的虐待や養育放棄等虐待を受けた社会的養護を必要とする児童等を、児童福祉法の規定に基づき、児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、専門的知識を有する職員等により、個々の児童等の状態等を勘案しつつ、家庭的な環境の中できめ細かなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその1/2を負担する。 ・実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ・補助率:1/2(ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設については、市町村1/4、都道府県1/4、国1/2の補助率となる。)							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	81,272	83,473	89,281	90,788	92,477	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	81,272	83,473	89,281	90,788			
	執行額	81,272	82,696	87,827				
執行率(%)	100.0%	99.1%	98.4%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (一年度)
	措置費は、措置対象児童がいれば、必ず負担しなければならぬものであり、その性格上、成果目標になじまない			—	—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	措置児童数			人	45,735 (44,432)	43,899 (45,354)	45,402 (45,853)	— (47,176)
<b>単位当たりコスト</b>	1,934,429 (円 / 人)		算出根拠	H24執行額87,826,959,333円 / 措置児童数45,402人				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人件費	54,429	55,302	給与特例法による減額の戻し分による増				
	管理費	21,823	22,323	措置児童数の増				
	事業費	14,536	14,852	社会保険料率の改定による増				
				消費者物価指数の影響による増				
	計	90,788	92,477					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を国が負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担するものであり、適正なものである。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	児童等の保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県「1/4、市町村「1/4)」)を負担するものであり、合理的なものである。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な費用を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込みとおりとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		-	
	-	-	-		-	
点検結果	<p>都道府県、市町村(都道府県取りまとめ)は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続について(平成11年4月30日厚生省発児第86号の2)」の規定に基づき、事業実績報告書に係る書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出先等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、活動実績においても、平成23年度43,899人、平成24年度45,402人の児童を措置しているところであり、地方自治体における「子ども・子育てビジョン」の目標値等の達成手段を担保し、身体的虐待や養育放棄などを受けた要保護児童や社会経済情勢の変化などから大きな困難に突き当たった子ども達の心のケア及び社会的自立等を支援するために本事業は必要である。</p> <p>「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策2(8)に「児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。」(別添1)施策の具体的な内容において、「家庭的養護の推進」、「年長児の自立支援策の拡充」、「社会的養護に関する施設機能の充実」及び「施設内虐待の防止」が盛り込まれ、社会的養護に関する数値目標を設定。</p>					
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
り現状通	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
り現状通	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0399	平成23年	0358	平成24年	0306	

国  
87,827百万円

[都道府県等が支弁した費用の1/2を負担]

【負担】

【負担】

A.都道府県等(69か所) 84,099百万円

【負担】

B.市町村(1,720か所) 3,728百万円

[児童入所施設等の運営に係る費用を支弁]

[母子生活支援施設等の運営に係る費用を支弁]

児童入所施設等

[児童入所施設等の運営を行う]

母子生活支援施設 助産施設

[母子生活支援施設等の運営を行う]

都道府県等： 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

市町村： 市(指定都市除く)及び福祉事務所を管理する町村

措置： 児童福祉法第27条第1項第3号の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、  
同法第22条の助産の実施、同法第23条の母子保護の実施及び同法33条の6の児童自立生活援助事業

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	6,122			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	1,208			
医療費	児童の医療費	245			
教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	120			
特別育成費	高校生の教育に係る費用	101			
被虐待児受入 加算	虐待を受けた児童をケアするための心理療 法担当職員の雇上費用	84			
学校給食費	児童の学校給食に必要な経費	52			
その他	幼稚園費、児童用採暖費、就職支度費等	83			
計		8,015	計		0
B.世田谷区			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	85			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	2			
その他	幼稚園費、児童用採暖費等	4			
計		91	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	児童入所施設等の運営事業	8,015		
2	大阪府	〃	3,370		
3	埼玉県	〃	2,866		
4	大阪市	〃	2,854		
5	愛知県	〃	2,409		
6	北海道	〃	2,159		
7	兵庫県	〃	2,129		
8	横浜市	〃	2,012		
9	千葉県	〃	1,884		
10	茨城県	〃	1,838		

B.

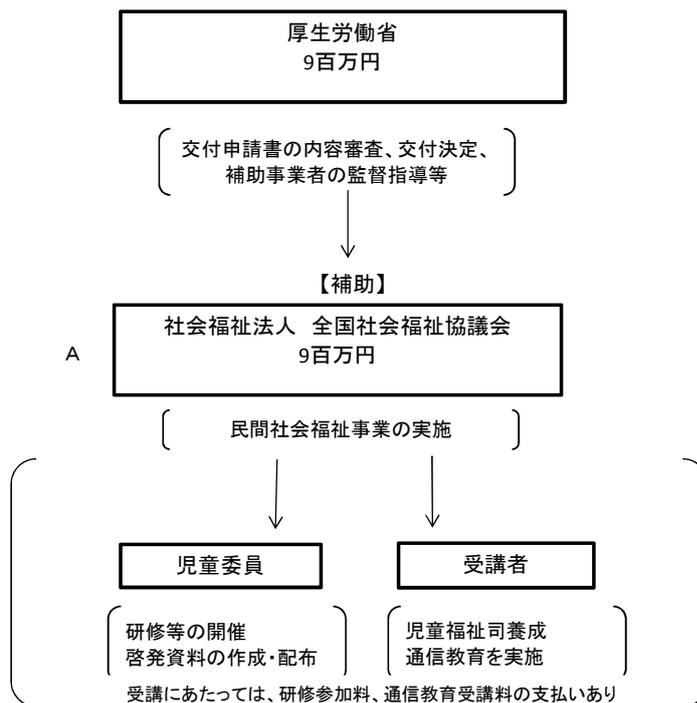
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	世田谷区	母子生活支援施設等の運営事業	91		
2	板橋区	〃	74		
3	墨田区	〃	72		
4	葛飾区	〃	60		
5	大田区	〃	51		
6	目黒区	〃	48		
7	新宿区	〃	45		
8	江戸川区	〃	38		
9	足立区	〃	37		
10	練馬区	〃	36		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	民間社会福祉事業助成費補助金	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和50年度	担当課室	育成環境課	為石 摩利夫			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	社会福祉事業助成費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知 昭51.6.30 厚生省社第590号)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童委員等が地域福祉活動を活発に展開できるよう、児童委員の資質の向上を図るとともに、児童福祉司の人材養成を行うこと等により、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する、また、通信制により児童福祉司の人材養成を行う。 ○実施主体: 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 ○補助率: 定額						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	9	9	9	9	9
		繰越し等					
		計	9	9	9	9	
	執行額	9	9	9			
	執行率(%)	100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	児童委員を中心として関係者が密接な業務の連携強化を図り、円滑な児童委員活動の推進に寄与することを目的とするため、数値を示すことは難しい。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会の開催回数	活動実績(当初見込み)	回	3	3	-	-
					( 3 )	( 3 )	( 3 )
	児童福祉司通信教育課程修了者数	活動実績(当初見込み)	人	78	92	-	-
				( 120 )	( 120 )	( 120 )	
単位当たりコスト	-		(円/ )	算出根拠	※本事業の内容は多岐に渡り、単位コストの算出に必要な定量的活動実績を統一的に示すことが困難であることから、算出は不可。		
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	民間社会福祉事業助成費補助金	9	9				
	計	9	9				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱しており、国が地域に根ざした活動を幅広く行う人材を確保し、資質向上を目指していくための事業であることから優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童委員等の資質については地域間での格差があってはならず、資質確保や人材養成は国の関与が不可欠である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—	—		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	全国社会福祉協議会は、民生委員児童委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会の事務局を兼ねており、本団体は、全国の民生委員児童委員協議会とのネットワークを活かし、民生委員児童委員の実情・課題を広く把握し、現場の民生委員児童委員に必要な事業を効率的に実施しており、支出先として妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業の実施に当たっては、参加費を徴収するなど受益者に適切な負担を求めている。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	本事業の交付要綱に基準額が定められている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の交付要綱に対象経費として諸謝金、旅費、庁費等事業に必要な経費のみとしている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業の実施にあたっては、現場の民生委員児童委員の意見も参考としつつ、研修会の開催時にはアンケート調査を実施し、次年度の事業に活かしている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点 検 結 果	少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加え、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化する中、児童委員の資質の向上、児童福祉司の増員は必須である。本事業においては、年3回の児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会を開催していることや平成23年度に92名の者が児童福祉司通信教育課程を修了したことによって、児童委員の資質向上及び児童福祉司の増員が図られているところであり、事業の継続が必要である。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
現在、各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置が進められており(平成23年4月1日現在、99.5%の市町村で設置)、要保護児童対策地域協議会の構成員として、民生・児童委員協議会が参加している割合は89.0%となっている。また、児童虐待件数が増加する中、子ども・子育てビジョンにおいて、「相談、支援を行う児童福祉司等の確保など児童相談所の体制強化」を図ることとされており、本事業における児童福祉司の通信教育は、児童福祉法第13条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が指定する児童福祉司任用資格取得のための講習会として位置づけられているものである。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0844	平成23年	0359	平成24年	0307

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 社会福祉法人 全国社会福祉協議会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	児童委員地域福祉強化等対策事業に必要な経費	7			
事業費	児童福祉司通信教育事業に必要な経費	2			
計		9	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、社会福祉の増進	9		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	児童虐待・DV対策等総合支援事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度		担当課室	家庭福祉課		小野 太一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	○児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知 平19.12.3 厚生労働省発雇児第1203001号) ○児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知 平17.11.11 雇児発第11111001号) ○子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施について、各自自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該補助金では次の事業を実施している。①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑦児童養護施設の退所者等の就業支援事業、⑧身元保証人確保対策事業、⑨婦人相談員活動強化事業、⑩売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑪児童虐待防止医療ネットワーク事業(詳細は別添参照) ○実施主体: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ①~⑦ ○補助率: 1/2 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村 ①のうち一部事業 都道府県、市、福祉事務所設置町村 ⑧ 都道府県・指定都市 ⑩ 都道府県、市 ⑨ 都道府県 ⑪							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	2,508	2,121	2,168	3,652	3,948	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2,508	2,121	2,168	3,652		
	執行額	1,742	1,921	2,166				
	執行率(%)	69.5%	90.6%	99.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は統合補助金のため、自治体の各々のニーズに応じた事業を実施するため、定量的な成果目標を示すことはできない。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	児童家庭支援センター運営等事業実施数		活動実績	件	82	87	92	集計中
	婦人相談員活動人数		(当初見込み)	人	843	880	827	集計中
単位当たりコスト	-		(円/ )	算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	児童虐待防止対策支援事業等	3,003	3,250	<児童虐待防止対策支援事業等> 児童家庭支援センターのか所数の増等				
	婦人相談員活動強化事業等	649	698	<婦人相談員活動強化事業等> 婦人相談員の増等				
	計	3,652	3,948					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間の取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上げるようにする観点から、国が率先してその推進を図る必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	交付要綱に基づき、国が1/2補助することとなり、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱に基づき、本事業の実施に必要な経費のみを補助対象としている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	複数の事業を統合した補助金を交付するものであり、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とし、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図るものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検結果	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間に取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上げるようにする観点から、国が率先してその推進を図っていくことが必要である。また、自治体のニーズもあり、優先度の高い事業である。					
	自治体は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助について(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)」の規定に基づき、事業実績報告書及び歳入歳出決算書抄本を厚生労働省に提出することとされており、これらの提出書類の内容により支出先の用途を確認し、さらに必要に応じて自治体からその内容の聞き取りや参考となる資料の提出を求め支出状況の確認を行っている。 他の点検結果についても妥当であり、活動実績についても、児童家庭支援センター運営等事業実施か所数においては、平成22年度82か所、平成23年度87か所、平成24年度92か所と増加しており、婦人相談員活動人数についても毎年800人を超えていることから、児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策をより一層推進していくため、引き続き当該事業を実施する必要がある。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0401	平成23年	0360	平成24年	0308	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
2,166百万円

{ 交付申請書の内容審査、交付決定等 }



【補助】

A: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、  
市、市町村  
2,166百万円

{ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の実施 }

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかにつ  
いて補足する)  
(単位: 百万  
円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
児童福祉諸費	児童虐待防止対策支援事業等	230			
女性福祉諸費	婦人相談員活動強化事業等	17			
計		247	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	福祉保健費国庫負担金	247		
2	東京都	福祉保健費国庫負担金	99		
3	北海道	福祉保健費国庫負担金	57		
4	兵庫県	福祉保健費国庫負担金	55		
5	千葉県	福祉保健費国庫負担金	55		
6	神奈川県	福祉保健費国庫負担金	51		
7	埼玉県	福祉保健費国庫負担金	49		
8	川崎市	福祉保健費国庫負担金	49		
9	大阪府	福祉保健費国庫負担金	47		
10	愛知県	福祉保健費国庫負担金	46		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

# 児童虐待・DV対策等総合支援事業

～ 一般会計 ～

2,168,037千円 → 3,652,047千円

## 【主な内容】

従来安心こども基金において行ってきた事業（下線の5事業）を平成25年度から当初予算化して実施。

### ①児童虐待防止対策支援事業の充実

- ・児童の安全確認等のための体制強化事業（新規）
- ・児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業（新規）
- ・児童虐待防止対策研修事業の対象事業拡大

※ 従来安心こども基金において行ってきた「児童の安全確認等のための体制強化事業」、「児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業」、「児童虐待防止対策強化のための資質向上事業」について、児童虐待防止対策支援事業の中で実施

### ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設（新規）

### ③児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設（新規）

## 1. 事業の目的

各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設することにより、児童虐待防止対策・DV対策等の一層の推進を図る。

## 2. 対象事業

### （1）児童虐待防止対策支援事業（一部新規）

児童相談所等の専門性等の確保・向上等を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進を図るため、未成年後見人に対する報酬等の補助等を行うための事業。

### （2）ひきこもり等児童福祉対策事業

ふれあい心の友訪問支援事業（メンタルフレンドの派遣）、ひきこもり等児童宿泊等指導事業（一時保護所等に宿泊又は通所させ集団的に生活指導等を実施）。

### （3）児童家庭支援センター運営等事業

地域に密着した相談支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じるための事業。

### （4）里親支援機関事業

里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチングなどの委託の推進、里親の資質向上や委託里親への支援などを行う事業。

### （5）基幹的職員研修事業

社会的養護関係施設に配置する基幹的職員の資質確保等のための事業。

### （6）児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（新規）

各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修の実施を支援。

### (7) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業（新規）

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図る。

### (8) 身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する子どもや女性が安心して、就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業。（施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が保険会社と契約し、その保険料を補助。）

### (9) 婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当等の経費。

### (10) 売春防止活動・DV対策機能強化事業

DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関ネットワーク事業、婦人保護施設退所者自立生活援助事業、休日夜間電話相談事業、法的対応機能強化事業、外国人DV被害者・人身取引被害者を支援する専門通訳者養成研修等。

### (11) 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の虐待対応体制の整備の底上げを図るための事業。

## 3. 補助根拠 予算補助

## 4. 実施主体

- ・都道府県・指定都市・児童相談所設置市（3の(1)～(7)の事業)
- ・都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（3の(1)のうち、児童虐待防止対策研修事業、児童の安全確認等のための体制強化事業、児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業）
- ・横浜市（3の(1)の事業のうち、虐待・思春期問題情報研修センター事業）
- ・都道府県・市・福祉事務所設置町村（3の(8)の事業）
- ・都道府県・市（3の(9)の事業）
- ・都道府県・指定都市（3の(11)の事業）
- ・都道府県（3の(10)の事業）

## 5. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1／2）

（身元保証人確保対策事業のうち母子生活支援施設については国1／2、都道府県1／4、市及び福祉事務所設置町村1／4）

定 額（3の(1)の事業のうち、虐待・思春期問題情報研修センター事業）

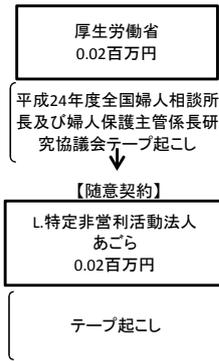
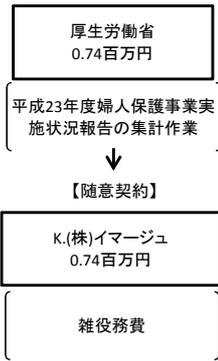
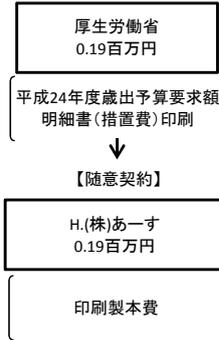
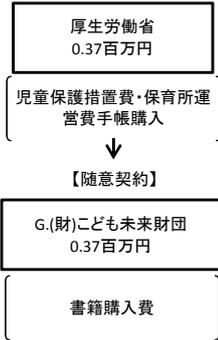
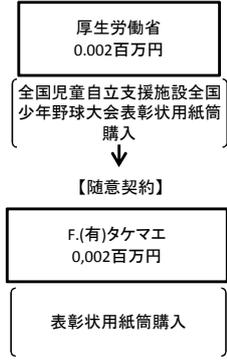
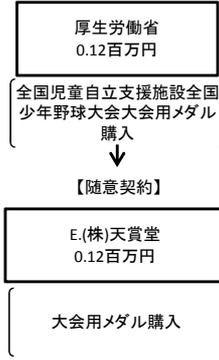
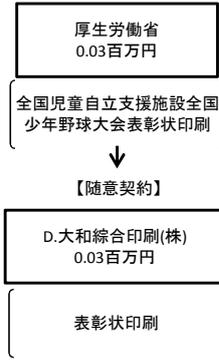
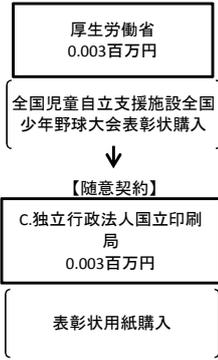
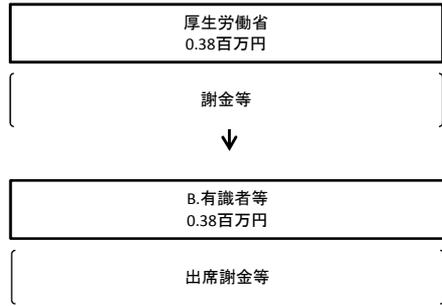
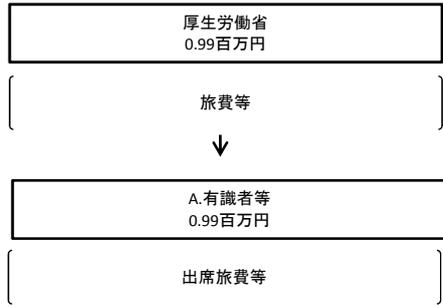
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	要保護児童対策費の共通経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	-		担当課室	家庭福祉課		小野 太一			
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要保護児童の等の会計業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金の支出、資料等の印刷製本等を行うことにより、要保護児童関係業務の円滑な実施を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	6	6	6	6	6		
		補正予算							
		繰越し等							
	計		6	6	6	6			
	執行額		3	1.9	3				
執行率(%)		50.0%	31.7%	50.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	本事業は児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等の推進に必要な委員手当、諸謝金、職員旅費、庁費であり、成果目標を示すものではない。			成果実績	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	婦人相談員研修・婦人相談所関係協議会開催件数			活動実績 (当初見込み)	件	3 ( 3 )	3 ( 3 )	3 ( 3 )	3 ( 3 )
単位当たりコスト	- (円/ )			算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	庁費	3.2	3.2	-					
	職員旅費	0.6	0.6						
	諸謝金	1	1						
	委員等旅費	1	1						
	計	5.8	5.8						

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	要保護児童等の関係業務に係る会議、検討会、研修会等の開催に必要な旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出するものであり、要保護児童の保護や自立支援の推進に資することから国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等による児童の背景の多様化・複雑化を踏まえ、今後の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討する検討会等を実施するための経費であり、国において実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	要保護児童の保護や自立支援の推進にあたって、関係業務に係る経費や今後の社会的養護の拡充のための検討会等を実施するための経費であり、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められているため問題ない。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業経費に必要な経費に限定して支出している。	
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	検討会等の開催が、当初の見込回数を下回ったため。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
—	—	—			
—	—	—			
点検結果	<p>各審査機関に支出関係書類を提出し、支出額、支出先、使途等が適正かどうか審査を受けている。</p> <p>各点検項目による評価も妥当と考えられ、活動実績についても、毎年見込み通りの実績となっていることから、要保護児童対策事業を一層推進し、要保護児童関係業務の円滑な実施を図るため、平成26年度以降も引き続き実施する必要がある。</p>				
外部有識者の所見					
<p>執行率が低いことから、その理由を分析のうえ適切な予算を要求すること。(長崎、井出)</p>					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	<p>本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、効率的な執行に努めること。</p>				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	0402	平成23年	0361	平成24年	0309

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)JTB首都圏 BTO新橋営業所	職員旅費	0.6		
2	国立保健医療科学院	婦人相談所等指導者研修旅費	0.14		
3	個人A	職員旅費	0.07		
4	個人B	職員旅費	0.06		
5	個人C	平成24年度家庭相談員指導者中央研修会出席旅費	0.03		
6	個人D	平成24年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会出席旅費	0.03		
7	個人E	職員旅費	0.03		
8	個人F	職員旅費	0.01		
9	個人G	職員旅費	0.01		
10	個人H	職員旅費	0.01		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	栃木県	全国児童自立支援施設全国少年野球大会審判員諸謝金	0.16		
2	国立保健医療科学院	婦人相談所等指導者研修諸謝金	0.12		
3	個人A	平成24年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会出席謝金	0.02		
4	個人B	平成24年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会出席謝金	0.02		
5	個人C	平成24年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会出席謝金	0.02		
6	個人D	平成24年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会出席謝金	0.02		
7	個人E	平成24年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会出席謝金	0.02		
8	個人F	平成24年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会講師謝金	0.01		
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	全国児童自立支援施設全国少年野球大会表彰状購入	0.003	随意契約	

D.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	大和総合印刷(株)	全国児童自立支援施設全国少年野球大会表彰状印刷	0.03	随意契約	

E.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(株)天賞堂	全国児童自立支援施設全国少年野球大会用メダル購入	0.12	随意契約	

F.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(有)タケマエ	全国児童自立支援施設全国少年野球大会表彰状用紙筒購入	0.002	随意契約	

G.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(財)こども未来財団	児童保護措置費・保育所運営費手帳購入	0.37	随意契約	

H.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(株)あ一す	平成24年度歳出予算要求額明細書(措置費)印刷	0.19	随意契約	

I.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(福)友愛十字会友愛書房	書籍購入費	0.02	随意契約	

J.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(有)タケマエ	備品購入費	0.06	随意契約	

K.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(株)イメージ	平成23年度婦人保護事業実施状況報告の集計作業	0.74	随意契約	

L.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	特定非営利活動法人あごら	平成24年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会テープ起	0.02	随意契約	

M.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	NTT東日本料金サービスセンター	電話料	0.04	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	保健福祉調査委託費		<b>担当部局</b>	雇用均等・児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成20年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	-		<b>関係する計画、通知等</b>	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会中間報告(平19.11) 子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定) 社会的養護の課題と将来像				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	平成19年11月の社会的養護専門委員会(以下「専門委員会」という。)報告書の提言を踏まえ、詳細な調査・分析を行い、専門委員会や課題検討委員会で議論していただくために必要な調査を委託して実施する。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	下記の調査を事業者に委託し、得られた調査結果を報告書としてまとめる。 ①施設運営等指針の手引書の作成、②親子関係再構築支援の推進、③社会的養護の第三者評価等の推進、④ファミリーホームの設置運営の推進、⑤婦人相談所ガイドラインの策定等、⑥ワーキンググループ・編集委員会の設置・運営等について ○実施主体:民間団体等 ○補助率:定額							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	37	37	36	35	36	
	執行額	37	37	35				
	執行率(%)	100%	100%	97.4%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は施設における今後目指すべきケア体制について検証を行うために必要な調査事業であり、成果目標を示すものではないが、社会的養護の課題等を検討するにあたって、本調査が有効に活用されている。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	調査研究項目数		活動実績 (当初見込み)	件	6 ( 6 )	4 ( 4 )	6 ( 6 )	- ( 6 )
<b>単位当たりコスト</b>	5,906,333 (円/件)		算出根拠	H24確定額35,438,000円/項目件数6件				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	事業費	35	36	-				
	計	35	36					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	虐待を受けた児童等の保護を行う社会的養護の推進に必要な事業であり、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被虐待児童等が入所する社会的養護施設の機能を見直し、あるべきモデルを策定し、全国的に普及啓発していくものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	虐待を受けた児童等の保護を行う社会的養護の推進に必要な事業であり、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	社会的養護に関する調査を適切に実施するにあたり高度な専門的技術・知見等を有する人材を有する等の基盤のある事業者に委託する必要があるため、企画競争により支出先を選定することが妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業者との契約に基づき、委託事業実施状況報告書等の提出を求めており、調査実施に必要な人件費等に使途を限定されていることを確認している。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	施設で行われているケアの現状を詳細に調査・分析するためには、社会的養護に関する専門的技術・知見等を有する事業者に委託し実施することが有効である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	施設の小規模化・地域分散化の推進のための手引き書・事例集及び親子関係再構築支援の推進のための事例集の作成等に活用されている。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	-		
点検結果	-		-	-		
	-		-	-		
<p>本事業は、平成19年6月に成立した児童虐待防止法等改正法の附則において、「社会的養護体制の拡充について検討を進める」と規定されたことを受けて設置された社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会での提言を踏まえ、現在施設で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、専門委員会等において今後の施設のあるべきケアの内容と体制(ケアモデル)の策定を行うために必要な「調査事業」であり、国民のニーズがあり、優先度の高い事業である。</p> <p>『平成24年度施設運営等指針策定・検証調査事業』の支出負担行為について(平成24年4月23日雇児発0423第4号)に基づき、委託事業者との間で交わされた「平成24年度施設運営等指針策定・検証調査事業委託契約書」において、委託事業実施状況報告書(様式第5号)、委託事業実施結果報告書(様式第6号)、委託事業費精算報告書(様式第7号)の提出を求めており、これらの書類により、委託費の使途について確認している。</p> <p>その他の各点検項目による評価も妥当と考えられ、活動実績においても、平成22年度6件、平成23年度4件、平成24年度6件の調査研究を行っていることから、今後も被虐待経験を有する児童の受皿となっている社会的養護施設の機能を見直し、あるべきモデルの策定をするには、本事業は不可欠である。</p>						
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0403	平成23年	0362	平成24年	0310	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省(35.4百万)

〔企画競争により委託事業者を選定。事業者に対し、委託し、調査内容を指示する。〕



【企画競争・委託】

A:株みずほ情報総研  
(35.4百万円)

〔児童養護施設等に調査員を派遣し、各施設からデータを収集。報告書を作成し、厚労省に提出。〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A..(株)みずほ情報総研			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	調査、データ分析、報告書作成等	16.8			
経費	調査協力謝金、旅費等	11.0			
	派遣雇用費	3.5			
	消費税	1.7			
	一般管理費	1.6			
	データ入力費等	0.5			
	資料発送、コピー等	0.3			
計		35.4	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)みずほ情報総研	平成24年度施設運営等指針策定・検証調査事業	35.4	随意契約	97.4%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

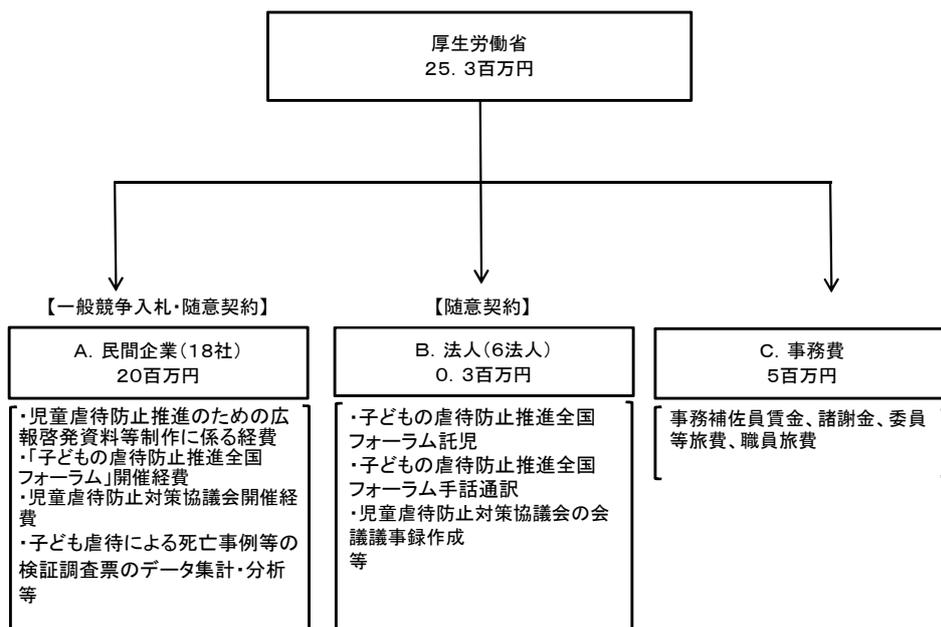
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	児童虐待防止対策費		<b>担当部局庁</b>	雇用均等・児童家庭局		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成20年度		<b>担当課室</b>	総務課虐待防止対策室		川鍋 慎一			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること					
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	—		<b>関係する計画、通知等</b>	—					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図ること。								
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	次のような広報啓発事業等を実施 ○ 子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催 ○ 児童虐待防止対策協議会の開催 ○ 市区町村の児童家庭相談業務、要保護児童対策地域協議会の設置状況等の調査の実施 ○ 乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVDなどの普及啓発資料の作成 等								
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	34	29	29	28	49		
	執行額	25	21	25					
	執行率 (%)	73.5%	72.4%	86.2%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	本事業は、児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものであることから、本事業に児童相談所等における児童虐待相談対応件数の増減というような成果目標の設定することは馴染まない。			成果実績	—	—	—	—	
				達成度	%	—	—	—	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	児童虐待防止推進のための広報啓発資料等配布件数、制作数 ※22、23年度については児童虐待防止推進月間周知のためのポスター等の制作枚数等を指標とした。 24年度は重点広報として取り組んだ、乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVDの制作枚数等を指標とした。			活動実績 (当初見込み)	(件) (数)	1,996 3,059,400	1,987 5,424,600	2,641 3,000	—
						—	—	—	—
<b>単位当たりコスト</b>	(3,027円/ DVD1枚あたりの制作、発送経費)			算出根拠	(①+②)÷③ ① 8,442,000円(制作のための支出額) ② 637,740円(梱包・発送のための支出額) ③ 3,000枚(制作枚数)				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	0.5	0.5	保健福祉調査委託費を新規要求のため。					
	職員旅費	1.0	1.0						
	委員等旅費	0.9	0.9						
	庁費	26.0	26.3						
	保健福祉調査委託費	0.0	20.3						
計	28.4	48.9	※端数処理を行っているため、内訳と合計は必ずしも一致しない。						

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童相談所の虐待相談対応件数が年々増加している中、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図るために広報啓発事業を実施することは必要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童虐待防止推進のための広報啓発の取組は、国が牽引し、都道府県、市町村、民間団体がそれぞれの立場で協力して取組を促進していく必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-	-		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められていることや、企画競争において適切な評価に基づき契約先を選定しており問題ないと考える。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	制作物が広く子育て家庭等を対象に活用されることを踏まえれば、コスト水準は妥当と考える。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	都道府県、市町村の取組状況を踏まえつつ、国が行うべき広報啓発事業に必要な費目・使途に支出されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	入札案件について落札価格が予定を下回り、不用を生じたので妥当である。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	広報啓発に係る成果物は、全国の市町村、児童相談所や子育て支援施設等で有効に活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点 検 結 果	本事業は、児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものであり、目的や予算の状況、資金の流れ、活動実績のいずれの観点からも問題は認められない。24年度は広報啓発資料として乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVDを3,000枚制作し、市町村等で活用されており、今後もこのような広報啓発を継続して実施していく重要性は変わらないため、引き続き同事業を実施していく必要がある。					
	<b>外部有識者の所見</b>					
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井出)						
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>						
現状 通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>						
現状 通り	-					
<b>備考</b>						
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>						
	平成22年	0404	平成23年	0363	平成24年	0311

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位：百万  
円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	「乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD」 等制作業務等	8.6			
計		8.6	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.民間企業

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)クオラス	「乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD」等制作業務	7.46	随意契約	
		「児童虐待防止推進月間」周知のためのポスター等のデザイン制作業務	0.95	随意契約	
		「Yahoo! 検索」への児童虐待防止周知啓発のためのバナー掲載	0.19	随意契約	
2	(株)あーす	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等報告書印刷	0.90	随意契約	
		「児童虐待防止推進月間広報啓発素材集CD」作成	0.23	随意契約	
		「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」報告書印刷	0.49	随意契約	
		「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」当日プログラムの印刷	0.58	随意契約	
3	エクセル出版サービス(株)	「児童虐待防止推進月間」周知のためのポスターの梱包・発送	1.98	3	39.30%
4	(株)イマージュ	子ども虐待による死亡事例等の検証調査に関する分析等	0.92	随意契約	
		市区町村児童家庭相談業務及び要保護児童対策地域協議会等に関する調査の集計	0.94	随意契約	
5	協新流通デベロッパ(株)	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等報告書の梱包・発送	0.15	随意契約	
		「児童虐待防止推進月間広報啓発素材集CD」封入業務	0.19	随意契約	
		「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」報告書 梱包発送	0.12	随意契約	
		「乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD」等梱包発送	0.64	随意契約	
6	(株)サイアメント	乳幼児揺さぶられ症候群発生メカニズムの3DCGアニメーションの制作	0.99	随意契約	
7	(株)山手情報処理センター	子ども虐待による死亡事例等の検証調査に係る調査結果のデータベース作成	0.87	随意契約	
8	(株)コンベンションリンケージ	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」会場借上等	0.78	随意契約	
9	(有限)タケマエ	児童相談所全国共通ダイヤル周知啓発のためのボールペン製作	0.69	随意契約	
		消耗品等購入	0.05	随意契約	
10	永和印刷(株)	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」参加申込書案内パンフレット印刷	0.47	随意契約	

B.法人

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	特定非営利活動法人 北海道子育て支援ワーカーズ	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」会場における託児	0.15	随意契約	
2	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」手話通訳	0.06	随意契約	
3	特定非営利活動法人 あごら	第16回児童虐待防止対策協議会の議事録作成等	0.05	随意契約	
4	社会福祉法人 友愛十字会友愛書房	図書の購入	0.03	随意契約	
5	社団法人 大阪府助産師会	図書の購入	0.002	随意契約	
6	独立行政法人 国立印刷局	表彰状の購入	0.001	随意契約	
7					
8					
9					
10					

C.事務費

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費等	0.16		
2	個人B	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費等	0.14		
3	個人C	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費等	0.14		
4	個人D	児童虐待防止推進全国フォーラム標語受賞者旅費	0.13		
5	個人E	児童虐待防止推進全国フォーラム講師旅費等	0.10		
6	個人F	子ども虐待対応の手引きの改正に関する検討会旅費等	0.08		
7	個人G	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費	0.08		
8	個人H	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費等	0.08		
9	個人I	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費	0.08		
10	個人J	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費	0.08		

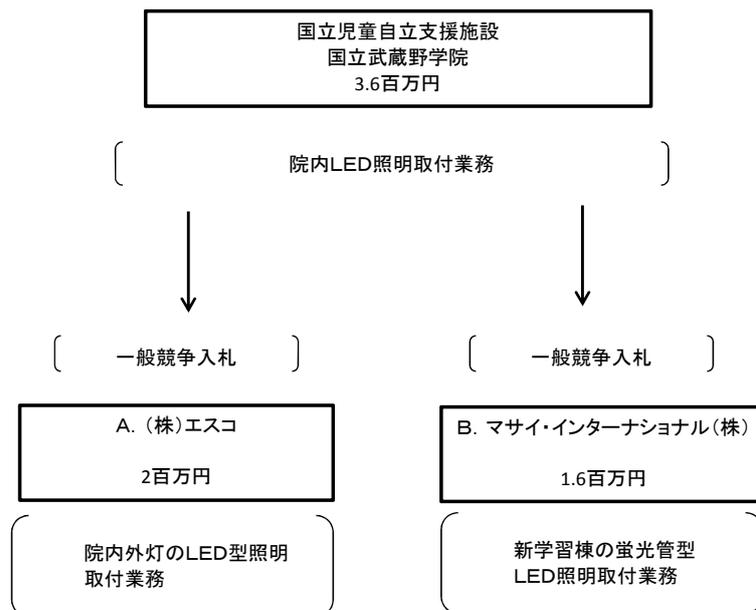
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	国立更生支援機関施設整備に必要な経費		<b>担当部局</b>	雇用均等・児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	大正8年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	厚生労働省組織令第135条		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立きぬ川学院、国立武蔵野学院)の施設整備を目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設において、入所児童の処遇等に必要な施設整備を行う。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	97	49	7			
	執行額	75	39	4				
	執行率(%)	77.3%	80.0%	50.1%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	国立児童自立支援施設における、建物の改修及び修繕等に要する経費であるため、定量的な目標を示す事は不可能である。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	改修・修繕等施行件数		活動実績 (当初見込み)	件	2 ( 2 )	3 ( 3 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )
			算出根拠		-			
<b>単位当たりコスト</b>	-		(円/ )					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	施設整備費	0	0	-				
	計	0	0					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	施設の中でも特に電力使用量が多い建物の蛍光灯のLED化であり、夏季等の節電対策に効果がある。厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設整備であり、国費の投入が必要。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設整備であり、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	施設の中でも特に電力使用量が多い建物の蛍光灯のLED化であり、夏季等の節電対策に効果があるため優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められているため問題ない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	施設の整備に必要な経費に限定しており、支出の都度、施設の庶務課で、支出内容等の確認を行っている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	一般競争入札を実施した結果、契約額が予定を下回ったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	入所児童及び施設職員が日々使用するものであり、十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検結果	国立児童自立支援施設において、予算決算及び会計令の規定に基づき支出先の選定等を実施し、官房会計課により、工事の進捗状況や工事内容の確認を実施するとともに、竣工時における検査を実施している。					
	各点検項目による評価も妥当と考えられ、活動実績についても、平成22年度2件、平成23年度3件、平成24年度2件と、毎年必要な改修・修繕等を計画的に行っているところであり、国立児童自立支援施設における入所児童の処遇向上の観点から、平成26年度以降も引き続き、必要な設備の改修や更新などを実施する必要がある。					
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0633	平成23年	0573	平成24年	0510	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(株)エスコ			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	院内外灯のLED型照明取付業務	2			
計		2	計		0
B.マサイ・インターナショナル(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	新学習棟の蛍光管型LED照明取付業務	1.6			
計		1.6	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)エスコ	院内外灯のLED型照明取付業務	2	7	42.2%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

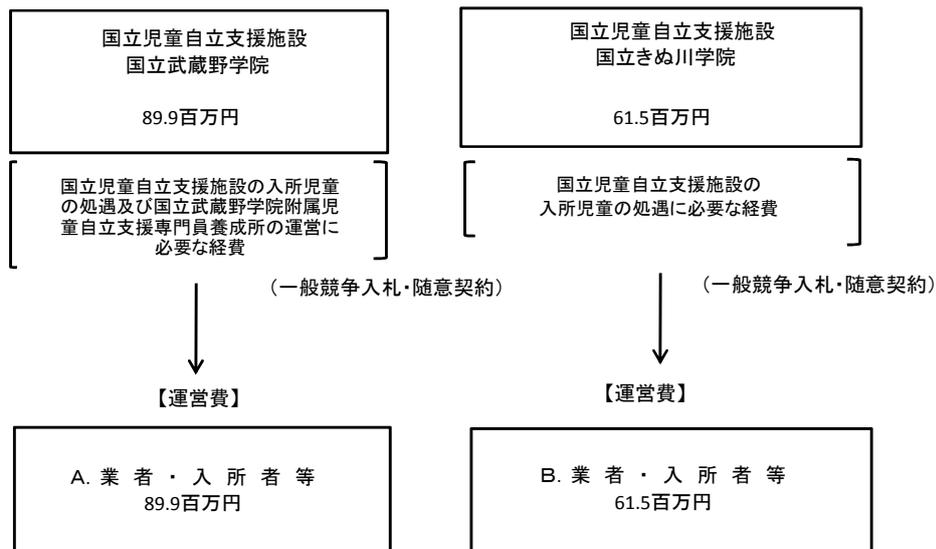
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	マサイ・インターナショナル(株)	新学習棟の蛍光管型LED照明取付業務	1.6	5	59.2%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費		<b>担当部局庁</b>	雇用均等・児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	大正8年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	厚生労働省組織令第135条		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成所を運営する。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	171	167	170	156	157	
	執行額	153	141	151				
	執行率(%)	89.5%	84.4%	90.6%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	国立児童自立支援施設の運営に要する経費であるため、定量的な目標を示す事は不可能である。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	両学院における入所児童数(年平均)		活動実績 (当初見込み)	人	101 (140)	51 (140)	58 (140)	- (140)
<b>単位当たりコスト</b>	2,611,140 (円/人)		算出根拠	H24執行額151,446,102円/平均入所人員58人				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費	156	157					
	計	156	157					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	①全国の児童相談所から入所措置の決定を受けた、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための経費、②全国の児童自立支援施設等で働く職員(児童自立支援専門員)を養成するための経費、③全国の児童自立支援施設や児童相談所職員等に対する研修を行うための経費等であり、児童福祉の推進に当たって国費で行うべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設運営に係る費用であり、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	①全国の児童相談所から入所措置の決定を受けた、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための経費、②全国の児童自立支援施設等で働く職員(児童自立支援専門員)を養成するための経費、③全国の児童自立支援施設や児童相談所職員等に対する研修を行うための経費等であり、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められているため問題ない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	施設の運営に必要な経費に限定しており、支出の都度、支出内容等の確認を行っている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	日々の入所児童の支援等のために、十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		-	
	-	-	-		-	
	-	-	-		-	
点検結果	国立児童自立支援施設において、予算決算及び会計令の規程に基づき支出先の選定等を実施し、会計担当部署において、納品時に物品確認をするとともに、会計処理状況について官房会計課による会計監査を実施している。 各点検項目による評価も妥当と考えられ、入所児童数についても平成22年度101人、平成23年度51人、平成24年度58人と実績があることから、国立児童自立支援施設における入所児童に係る児童自立支援施設の運営に必要なため、平成25年度以降も必要な経費の計上が必要である。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0635	平成23年	0575	平成24年	0512

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京電力(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
電気供給費	寮舎等に係る電気供給費	10.3			
計		10	計		0
B.(有) 松崎屋本店			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
院生食糧費	入所院生に係る食糧費	5.7			
計		6	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京電力(株)	電気供給費	10.3	随意契約 (一般競争入札不調による)	
2	さいたま市水道部	水道代	7.6	随意契約	
3	(株)東上ガス	調理用品購入代等	3.5	1	94.80%
				2	57% (単価契約)
				随意契約	
4	(株)ヤマダ電機	家電用品購入代等	2.7	随意契約	
5	(株)海幸水産	院生食糧費	2.6	随意契約	
6	日本食研(株)	院生食糧費	2.5	随意契約	
7	(株)能登屋	院生食糧費	2.4	随意契約	
8	(株)イトーヨーカ堂	院生食糧費	1.9	随意契約	
9	美保産業(株)	事務用品購入代等	1.8	随意契約	
10	(株)ライスセンター金子	院生食糧費	1.7	随意契約	

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(有) 松崎屋本店	院生食糧費	5.7	随意契約	
2	東京電力(株)	電気供給費	5.4	随意契約	
3	トヨタカローラ埼玉(株)	公用車更新費	3.9	2者	85.80%
4	ショップス フクダヤ	院生食糧費	3.4	随意契約	
5	東邦薬品(株)	医薬品購入費	2.7	随意契約	
6	(有) 滝口スポーツ	スポーツ用具購入費	2.4	随意契約	
7	(株)プライズ小川	灯油代	2.1	随意契約	
8	(株)セイユー	院生食糧費	2.1	随意契約	
9	(株)カンセキ	日用品購入費	2.1	随意契約	
10	さくら市上下水道事務所	水道代	1.8	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成21年度～		担当課室	福祉基盤課		友藤 智朗	
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること。VI-5-1母子保健衛生対策の充実を図ること。VI-6-1ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること。VII-4-1社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること。VIII-1-1障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における生活を支援すること。			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について(平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地震や災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するよう、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して社会福祉施設等の耐震化をすること等を目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金は、自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の耐震化(高台移転を含む)及びスプリンクラー整備の促進、東日本大震災被災地での共生型福祉施設の整備の促進を行うものである。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算					
		補正予算		2,665	9,719		
		繰越し等					
	計		2,665	9,719			
	執行額		2,665	9,719			
執行率(%)		100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	耐震化整備箇所数(累計)	成果実績	施設	—	412	478	682
		達成度	%	(—)	65.8%	76.4%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	耐震化整備箇所数(累計)	活動実績 (当初見込み)	施設	—	412	66	—
			(—)	(605)	(626)	(682)	
単位当たりコスト	253,800,000(円/1施設あたり事業費)		算出根拠	障害者入所施設(40人規模以下)の補助単価を基準としている			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本基金の対象施設は、自力で避難することが困難な障害者や児童が入所する社会福祉施設であり、特に耐震化整備が必要な施設であるため、国が全国の対象施設について計画的に耐震化整備されるよう支援の必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	国においては、提出された事業計画を精査した上で、基金造成に必要な額を交付決定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	補助基準単価については、定員の区分ごとに設定されているため、単位あたりコストの水準は妥当なものとなっている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	耐震化等整備に係わる工事費や工事事務費に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	社会福祉施設等の耐震化等整備に対して直接助成するものであり、実効性の高い手段となっているものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	平成21～23年度に412カ所で整備が実施された。24年度実施数は調査中。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	耐震化等整備された施設は十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害時に自力で避難することが困難な方々のために、入所施設の耐震化整備を行うことは喫緊の課題である。</li> <li>進捗状況は78%であり、目標達成に向けて引き続き国として支援を進めていく必要がある。</li> </ul>				
外部有識者の所見					
今年度で事業の終期を迎えることを勧告し、事業内容を精査するとともに予算額への反映が必要。(長崎、井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
—					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
—					
備考					
本事業の取扱いについては、今後の予算編成過程で検討する。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	—	平成23年	—	平成24年	939

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 9,719百万円

〔 事業に関する基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



【交付】

A 都道府県(21) 9,719百万円

〔 基金の造成・運用・執行、事業の実施 〕



〔 取崩し・支出 〕

設置者(社会福祉法人等)

〔 耐震化等整備事業、スプリンクラー整備事業、  
共生型福祉施設整備事業の実施 〕

【基金造成額】

平成21年度 106,200百万円

平成23年度 2,665百万円

平成24年度 9,719百万円

※24年度末基金残高

50,999百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A. 沖縄県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
積立金	基金の造成のための経費	1,461			
計		1,461	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖縄県	耐震化等整備事業の助成	1461		
2	福岡県	耐震化等整備事業の助成	1326		
3	熊本県	耐震化等整備事業の助成	966		
4	佐賀県	耐震化等整備事業の助成	806		
5	福井県	耐震化等整備事業の助成	710		
6	高知県	耐震化等整備事業の助成	566		
7	北海道	耐震化等整備事業の助成	441		
8	兵庫県	耐震化等整備事業の助成	440		
9	徳島県	耐震化等整備事業の助成	438		
10	茨城県	耐震化等整備事業の助成	373		

B.

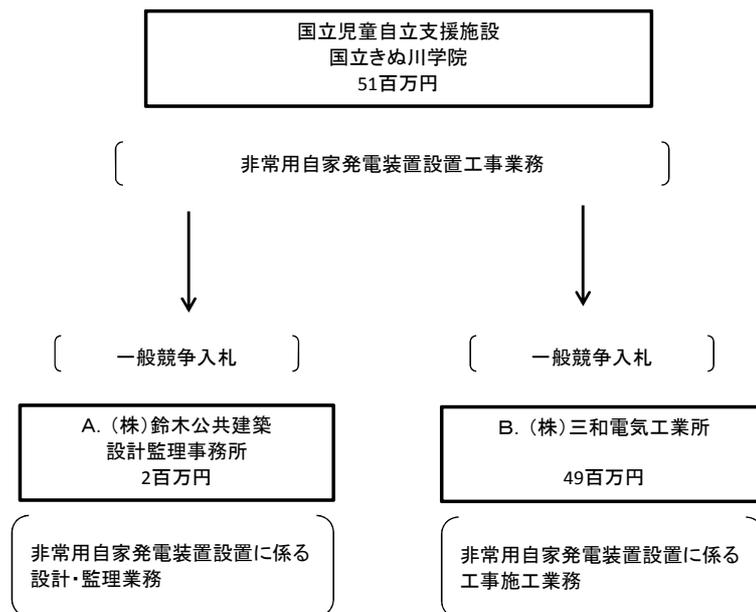
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	国立更生支援機関施設整備に必要な経費（復興関係事業）		<b>担当部局</b>	雇用均等・児童家庭局		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度・平成24年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること					
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	-		<b>関係する計画、通知等</b>	-					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	国立児童自立支援施設(きぬ川学院)において、東日本大震災による長時間の停電への備えが不十分であったことを踏まえ、施設運営に不可欠な非常用自家発電装置を新設する。								
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設において、入所児童の処遇等に必要な施設整備を行う。								
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	/	/	/	/	/		
		補正予算	/	59	/	/	/		
		繰越し等	/	△59	59	/	/		
		計	/	0	59	/	/		
	執行額	/	0	51	/	/			
	執行率(%)	/	0%	86%	/	/			
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標		/	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
	非常用自家発電装置を設置し、大規模災害等の停電時に備える		成果実績		-	0	1	-	
			達成度	%	-	0	/	/	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		/	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	非常用自家発電装置を設置し、大規模災害等の停電時に備える		活動実績 (当初見込み)	件	- ( - )	0 ( 1 )	1 ( 1 )	- ( - )	
<b>単位当たりコスト</b>	59,306,000(円/台)		算出根拠	非常用自家発電装置1台を設置するのに必要な所要額					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	施設施工旅費	/	/	-					
	施設施工庁費	/	/						
	施設整備費	/	/						
計	0	0							

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設整備であり、国費の投入が必要。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設整備であり、国が実施すべきものである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	国立きぬ川学院において、震災等による長時間の停電への備えが不十分であることから、入所児童の生活の安全を期するためにも優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札を行い、支出先を選定した。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	非常用自家発電装置の設置に必要な経費に限定しており、国立きぬ川学院庶務課で、支出内容等の確認を行っている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	一般競争入札を実施した結果、契約額が予定を下回ったため。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	非常用自家発電装置1台を設置した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	施設では入所児童及び施設職員が24時間365日生活しており、震災等による長時間の停電の際には当該設備が活用されることになる。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	-	-	-		
点検結果	平成23年度第3次補正予算(平成23年11月21日成立)において計上したが、被災地を中心とした非常用自家発電装置の資材不足のため全額を平成24年度に繰り越し、平成24年度において執行した。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年	復興-35	平成24年	0982

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(株)鈴木公共建築設計監理事務所			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設施工庁費	設計・監理業務	2			
計		2	計		0
B.(株)三和電気工業所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	工事施工業務	49			
計		49	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)鈴木公共建築設計監理事務所	非常用自家発電装置設置に係る設計・監理業務	2	1	98.0%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)三和電気工業所	非常用自家発電装置設置に係る工事施工業務	49	1	99.3%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					